

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会 事業計画書

基本方針

紫波町社会福祉協議会は、地域住民を会員とする社会福祉法人として、住民参加による福祉のまちづくりを推進するため、地域の福祉ニーズの把握、ボランティア活動への支援、行政機関、福祉団体、社会福祉事業者などとの連携強化になお一層努めます。

依然として厳しい社会経済状況が続いていることから、生活支援を求める対象者は年々増加傾向にあります。また、核家族化の進展に伴い、高齢者の生活不安を訴える声も大くなっており、関係機関の協力を得ながら、相談体制の強化や福祉サービスの提供に努めてまいります。

東日本大震災から1年が経過しますが行政、ボランティア団体と協力し、引き続き復興支援に取り組めます。

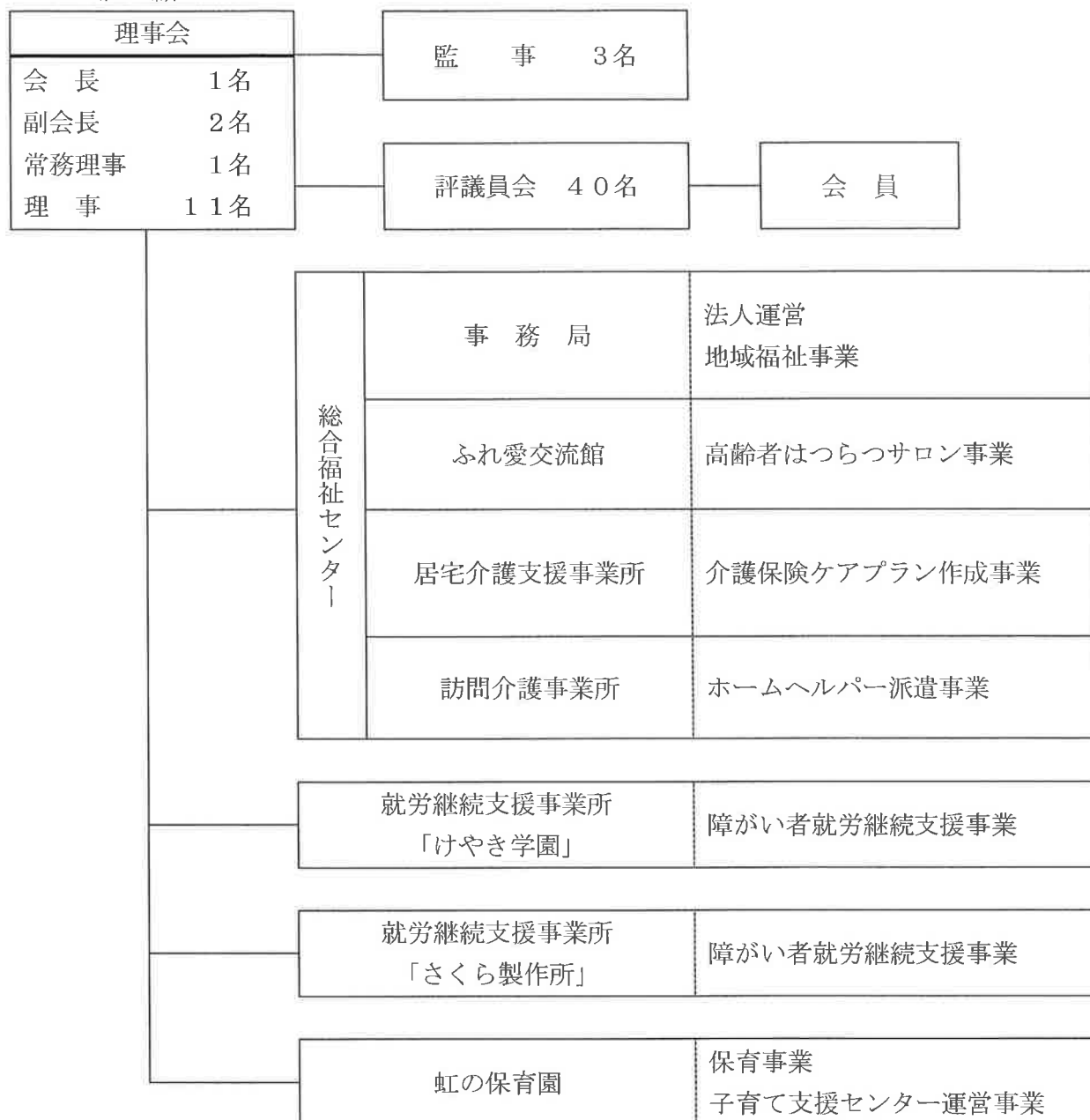
介護保険事業の訪問介護、障がい者自立支援事業の通所施設運営は町の中核となっておりますが、利用者本位の事業を推進するため、サービスの質の向上や施設整備に努めるとともに、堅実な事業運営に取り組めます。

重点目標

1 社会福祉協議会の基盤充実	社会福祉協議会の基盤充実を図るため一般会員、法人会員、賛助会員の加入促進に取り組み、自主財源の確保に努めるとともに、共同募金運動に協力する。
2 福祉サービスの充実強化	町民誰もが住みなれた地域で安心して生活できる生活基盤の確立を図るため、福祉サービスの充実に努める。 昨年に引き続き資金貸付相談専門員を設置する。
3 地域福祉活動の推進	町の地域福祉計画策定に協力し、行政と一体となって地域福祉の推進に努める。
4 町受託事業の充実強化	町民主体の福祉サービスを効率的に提供するため、各種受託事業について、町との連携を図りながら積極的に推進する。
5 施設整備の充実	福祉センターをはじめ各施設について、整備の充実に努める。
6 職員研修の充実	職員の資質向上を図るため、各種研修会を開催するとともに、施設外研修会等に積極的に参加する。

第1 法人運営

1 組織



2 会費

- ・個人会費 1,000円以上
- ・法人・賛助会員 3,000円以上

第2 基金運営管理

福祉基金の安全な運営管理を行う。

第3 会議・監査会の開催

1 会議の開催

- ①三役会
- ②理事会

- ③評議員会
- ④企画財政部会
- ⑤福祉事業部会
- ⑥苦情解決委員会

- 2 監査会の開催
年4回（四半期ごと）開催する。

第4 福祉活動推進事業

1 広 報

- (1) 社会福祉協議会広報紙「しわ社協だより」の発刊
社会福祉協議会事業の紹介の他、福祉情報の提供に努める。
・発行回数 年6回
- (2) 「声のおたより」
朗読ボランティア「銀の鈴」の協力を得て、広報紙の内容をカセットテープに録音し、視覚障害者へ提供する。
・録音項目 町広報、町議会広報、社協広報
- (3) ホームページの開設
平成24年4月にホームページを開設し、情報提供に努める。

2 金婚を祝う会の開催

- 長年、苦楽を共に歩んできた夫婦の結婚50周年を祝し、「金婚を祝う会」を開催する。
- ・実施時期 11月
 - ・参加対象者 結婚50年以上で夫婦そろって出席できる希望者

3 福祉用具の貸出

- (1) 車椅子貸出
歩行困難者の日常生活支援のため、6ヶ月間を限度として車椅子を無料で貸出しする。
・保有台数 10台
- (2) 福祉教育用具貸出
福祉教育推進のため、福祉用具を無料で貸出しする。
・保有台数 高齢者疑似体験セット 15セット
白杖 39セット
点字器 39セット

4 日常生活自立支援事業の支援

障がい者や高齢者の金銭管理を支援する。

実施主体である盛岡市社会福祉協議会が任命する生活支援員が本人に代わって支払業務を行う事業であるが、紫波町社会福祉協議会では、町内利用者の印鑑及び通帳を保管する。

- ・生活支援員（紫波町担当） 3名
- ・利用者見込数 17名

5 高齢者安否確認システムの利用推進

独居高齢者を対象として、電話による安否確認システムの利用を推進する。

6 福祉団体活動支援

(1) 事務を受託している団体

ボランティア連絡協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、紫波町母子寡婦福祉協会、更生保護女性の会、手をつなぐ親の会
計 7 団体

(2) 子育て支援

就学前児童の子育てひろば（子育てサロン）を開催しているボランティアグループを対象として、スタッフの資質向上を図るための研修会を開催する。

・対象ボランティアグループ数 3 団体

第5 ボランティアセンター事業

1 ジュニアボランティア体験講座

小・中学生を対象として福祉体験事業を実施し、ボランティア活動の必要性や自分達ができる活動について学び体験する。

2 手話講座

ろうあ者相談員を講師として、総合福祉センターで手話講座を開設する。

・開催日 毎月第2、第4土曜日

3 小地域除雪ボランティア

独居老人や高齢者世帯を対象として地域住民による除雪を行う団体を指定し、支援する。

・指定団体数 3 団体

・指定期間 3 年間

・事業費 1 団体 5 万円を上限とする。

4 東日本大震災復興支援

共同募金会の支援資金を活用し、町内の福祉団体などが行うボランティア活動に対し、前年度に引き続き支援を行う。

第6 共同募金配分事業

1 地域交流イベント「ふれあいフェスタ」

障がい者と健常者がお互いの立場を理解し交流を深めるために開催する。

2 ボランティア協力校の指定

町内にある小・中学校及び高校をボランティア協力校に指定し、ボランティア活動の推進に努める。

・活動助成金 40,000 円×15 校=600,000 円

3 各種団体助成

福祉関係団体の活動を支援するために補助金を交付する。

・交付予定額 子育て支援ボランティア 3 団体 72,000 円

福祉団体	7 団体	1,280,000 円
その他	3 団体	220,000 円

第7 紫波町受託事業

1 無料相談事業「ふれあい相談所」

住民の抱えている問題の解決に援助、協力するために、無料相談所を開設する。

- ・実施日 毎週水曜日（月1回は弁護士相談）
- ・実施場所 紫波町総合福祉センター
- ・相談員 人権擁護委員、弁護士

2 移送サービス

車椅子利用者等で一般の交通機関の利用が困難である高齢者や障がい者の町認定者を対象として、病院や福祉施設等へ移送する有償のサービスを実施する。

- ・専用車両 3台

3 高齢者はつらつサロン「ふれ愛交流館」

高齢者で町認定者を対象として、サロンを開催し、孤独感の解消や健康保持に努める。

- ・実施日 火曜日～金曜日
- ・実施場所 紫波町総合福祉センター
- ・利用者見込数 50名

4 高齢者サロン「いこいの家」助成事業

町内の独居老人や老夫婦世帯の孤独感解消や健康保持を目的に、ボランティアが実施する高齢者サロン事業「いこいの家」の運営に補助金を交付する。

- ・交付額 1回3,400円（月1回を上限）

5 老人お楽しみ会

65歳以上のひとり暮らし老人及び75歳以上の高齢者世帯を対象に、次の事業を実施する。

(1) 日帰り温泉旅行

- ・実施時期 6月と10月の2回

(2) 配食サービス

- ・実施日 毎週金曜日
- ・実施内容 毎週金曜日に昼食弁当をボランティアが配布
- ・利用者負担 1食200円
- ・利用者見込数 65名

6 訪問型介護予防事業（ホームヘルパー派遣）

介護保険の非該当者であるが、要支援に準じた高齢者で町認定者を対象に、ホームヘルパーを派遣する。

- ・利用者見込数 12名

7 障害者外出介助事業（ガイドヘルパー派遣）

障がい者（町認定者）を対象として、ガイドヘルパーを派遣し、外出介助を行う。

- ・利用者見込数 3名

- 8 三障がい者スポーツ交流会
障がい者のスポーツ交流会を実施する。
 - ・実施時期 12月
- 9 虹の保育園
指定管理者として紫波町立虹の保育園を運営する。
 - ・受託期間 平成22年度～平成24年度（3年更新）
 - ※事業計画は別紙のとおり
- 10 地域子育て支援センター
紫波町立虹の保育園に併設している地域子育て支援センターを、受託事業として運営する。
 - ※事業計画は別紙のとおり

第8 資金貸付事業

- 1 たすけあい金庫
緊急出費を要し、援護の必要がある方を対象として資金貸付を実施する。
 - ・貸付限度額 50,000円
- 2 生活福祉資金
岩手県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業について相談、受付を行う。
- 3 資金貸付相談専門員の設置
経済不況が続く中、資金貸付相談が増加していることから、資金貸付相談専門員を配置する。

第9 介護保険事業

- 1 居宅介護支援事業（ケアプラン作成）
介護保険において要介護認定を受けた方の介護サービス計画（ケアプラン）の作成、見直し及び介護サービスに関わる連絡・調整を行う。
 - ・利用者見込数 70名
 - ・収入見込額 10,500,000円
- 2 訪問介護事業（ホームヘルパー派遣）
介護保険における要介護・要支援認定者へ訪問介護サービスを提供する。
 - ・利用者見込数 110名
 - ・収入見込額 54,135,000円

第10 障害者自立支援事業

- 1 障害者居宅介護事業（ホームヘルパー派遣）
障害者自立支援法における支給決定者へ居宅介護サービスを提供する。
 - ・利用者見込数 15名
 - ・収入見込額 8,015,000円
- 2 就労継続支援事業所「けやき学園」

※事業計画は別紙のとおり

3 就労継続支援事業所「さくら製作所」

※事業計画は別紙のとおり

第11 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動の推進

1 赤い羽根共同募金

豊かな福祉社会を実現するために募金運動に協力する。

・運動実施期間 10月～12月

2 歳末たすけあい募金

募金運動に協力するとともに、低所得世帯や母子・父子世帯、常時介護を要する方々に義援金を配分する。

・運動実施期間 10月～12月

平成24年度

虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園

虹の保育園 事業計画書

虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園虹の保育園

1 運営方針

保育所は、児童福祉法第24条によりその設置をし、保育に欠ける乳児および児童を保護者の委託を受けて日々保育を行うことを目的としている。平成21年度からは、児童福祉施設最低基準第35条の規定に基づき定められた保育所保育指針が改定、施行されている。保育所は指針の内容を遵守しながら、子どもの発達過程を個々に捉え子どもにとっての最善の利益を常に保障していかなければならない。現代社会において子育ては、様々な支援の手が傾けられるようになってきているが、社会の現状はまだ、子どもの育ちにとって必ずしも良好な状況でないことも少なくない。

子どもがその人生の根幹となる乳幼児期を、生き生きと子どもらしく過ごす場所として、保護者との信頼関係を築き、恵まれた自然環境の中、地域との連携を進めるよう取り組んでいくものである。

2 保育姿勢

- (1) 自然を友だちとして、自然教材、素材を存分に取り入れた保育
- (2) 一人ひとりの個性を生かしたのびやかな保育
- (3) 小さいもの、弱いものをいたわり、思いやれる保育
- (4) 障がい児も、集団の中で生き生きと伸びていく保育

3 保育実施予定

(1) 入所児童数

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員	12	18	18	20	26	26	120
4月1日見込	5	20	24	26	25	27	127

- ・0歳児については、満6ヶ月以上の乳児を対象とする。入所児童数については、年度途中より該当月齢となり、入所を希望する場合の需要が増えてくる。
- ・定員については、地域の実状により、児童福祉施設最低基準を満たす範囲内であれば、年度当初より入所児童数の弾力化が可能となっている。
- ・年齢別区分については、4月1日時点における満年齢により、入所クラスが決定される。

(2) 開設日・時間

区分	開設日	開設時間
通常保育	月曜日～土曜日	午前7時30分～午後6時
延長保育	月曜日～土曜日	午前7時～7時30分、午後6時～午後7時
休日保育	日曜、祝日	午前8時30分～午後5時
一時保育	月曜日～土曜日	午前8時～午後6時

4 特別保育事業

(1) 障がい児保育

障がいのある子どもについて、個々の子どもの育ちをより豊かなものにするためにそれぞれの実状に合った保育を実施する。障がいの有無に関わらず、子どもたちがともに生活する中で、互いを認め、育ち合う保育を目指す。

(2) 延長保育

保護者の勤労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するために実施。早朝、夕方に実施。

(3) 一時預かり事業（一時保育）

勤労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するために実施。

保護者の傷病、入院、事故、育児等に伴う心理的、肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童に対する保育を実施する。

保育対象児童・・・紫波町内在住、満1歳以上、就学前の児童。

(4) 休日保育事業

日曜・祝日等の保護者の就労等により児童が保育にかける場合、その需要に対応するために実施。町内保育施設では、虹の保育園のみ実施。

保育対象児童・・・紫波町内在住、満1歳以上、就学前の児童。

5 保育の内容

(1) 厚生労働省の保育指針に基づく保育過程，年間計画，月別保育指導計画及び個別指導計画を作成し，個々の発達にそくした心身の育ちを支援する。

(2) 保護者に安心と信頼をもたれる保育園として、日常の連携により信頼関係を築き、保育に対する要望、意見、相談については積極的に対応し、児童福祉施設としての社会的責任を果たす。

(3) 地域の子育ての拠点として、地域の自然環境、人的環境を踏まえて、その有意義な活用と交流支援を進める。

(4) 保育実践の質の向上と合わせて、民間委託施設としての運営も考慮した職員研修、関係機関との連携を実施し、職員の資質向上を図り、誇りと自信をもつ職場づくりに努める。

(5) 乳幼児の食育について「保育所における食育に関する指針」を参考にしながら、食育

を保育の内容の一環として位置付け、年齢・発達に沿った計画を立てる。また、野菜栽培など、生活や遊びの中で、食に関する体験を重ねることで、「食を営む力」の基礎を築くよう努める。

調理においては、地場産物を積極的に取り入れ、個々の児童の特性（栄養摂取量、アレルギー等）に対応した食事や郷土食の提供により、児童ならびに保護者への食育啓蒙活動を実施する。

- (6) 乳幼児の保健・衛生について、嘱託医による定期的な健康診断や、毎月の身体測定を実施し、乳幼児の成長の様子を見守るとともに、看護師により、子どもの日々の健康や発達について、保護者および児童への啓蒙活動を実施する。また、感染症についても予防策を講じ、流行時には関係機関等との連絡を密に取りながら対応していく。

6 防災訓練・交通安全教室

保育児童の生命の尊さを第一とし、災害発生時に適切な行動が取ることができるよう、様々な場面を想定して訓練を実施する。

東日本大震災からの教訓をもとに災害時についての検証を重ね、行動計画の見直しを所内全体で実施する。

・年間防災訓練予定

区 分		実施予定回数
避 難 訓 練	火災想定	8 回
	地震想定	5 回
	水雪害想定	3 回
	不審者想定	3 回
初期消火訓練		2 回
心肺蘇生訓練		2 回
交通安全教室		4 回
防 犯 教 室		1 回

7 苦情受付と解決

保育園に対する要望、苦情に対しては真摯に受け止め、第三者委員を設け、その解決を迅速且つ適切に行うとともに、保護者への周知を図る。

8 地域交流・啓蒙活動計画

地区老人クラブを主体とした地域行事や伝承行事への積極的に参加し、交流を図る。

地域内小・中学校生徒との体験活動を通し、交流を図る。

地域行事や園行事を通じ、地区内関係機関（公民館、ボランティア、民生児童委員、婦人会）との交流を図る。

9 保護者との連携と交流

在園児の保護者を会員とする「虹の保育園 父母の会」とともに児童がより良く園生活

をできるように、各行事での連携を深める。

10 小学校との連携

幼保小連絡会議へ参加する。

卒園児童の就学該当校区の小学校で開催される連絡会議において、個々の児童についての育ちの経過を、担当教員と直接、口頭で伝え合うことで、小学校におけ子どものよりよい教育環境の一助とする。

の送付

平成 21 年度の保育所保育指針の改定により、子どもの生活や発達連続性を踏まえ、小学校と積極的に連携を図ることが必要となり、保育園から就学先となる小学校へ子どもの育ちを支える資料として「保育所児童保育要録」送付する。

項 目	回数
支援センター通信「なないろつーしん」の発行	月1回
離乳食だより「レッツ離乳食」の発行	月1回
一時・休日保育、託児所、病児保育の情報の提供	随 時
子育てボランティアグループの活動の紹介	随 時
地域子育て支援拠点施設情報の掲載	随 時

4 子育て・子育て支援に関する講習の開催

同じ立場にある親同士の支えあい、子ども同士の育みあいを促す。

事前に利用者にアンケートを取り利用者の関心に沿った講習も取り入れる。

(1) 親子のあそびに関する講習（毎週火・木曜日）

親子ふれあい遊び・季節のうた・絵本の読み聞かせ等

(2) 食事に関する講習

親子給食試食会（毎月第1月曜日）

離乳食プチ講座（毎月第3火曜日）

野菜づくり（季節に合わせ随時）

(3) 自然を楽しむ講習

野原であそぼう（年2回）

(4) 乳幼児の事故予防と救急救命法講習

(5) 親子のスキンシップに関する講習

5 地域支援活動の実施

(1) あおぞら広場（毎月第4月曜日）・・・0歳～就学前の乳幼児とその保護者

地域の公園や公民館へ出向き、あそびの提供と地域の親子を紹介し交流を促す。

ボランティアグループ（にこにこひろば）との合同広場・・・0歳～就学前の乳幼児とその保護者

(2) 乳幼児及び育児中の保護者とその家族を対象とし利用者の実態に応じて随時行う重点的支援（地域へのつながりのサポート～つながりの回復）

6 異世代の交流活動の実施

世代を超えた地域の人たちがボランティアとして活躍できる機会をつくりだし、地域交流を図る。また、子どもたちが、様々な人たちと関わる機会を提供する。

(1) そよかぜクラブ（園近隣在住の高齢者の活動）

・活動日・・・毎月第2月曜日、第4水曜日の2回

・内 容・・・園内の植花、在園児・支援センター利用者との交流
園・支援センター畑づくり

福祉施設等における人形劇講演活動

※必要に応じて随時活動を行う

(2) ホームカミングデー

- ・実施日・・・小学1年生の長期休暇中に1回
- ・内 容・・・在園児と卒園児との交流

7 特別支援活動の実施

特別な支援が必要な子どもを含め、すべての子またその保護者が集う場を提供する。
放課後または休日を利用し、親子がより良い時間を過ごせる場を提供する。

たんぼぼルーム（発達障害のある子とその家族対象）の開催・・・年10回

けやき学園 事業計画書

1 運営方針

- (1) 国が制定した障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（平成23年7月1日施行）を十分に踏まえ、『けやき学園倫理綱領』で提唱している個人の尊厳、人権の擁護及び社会参加への促進を基本とした支援を実施する。
- (2) 利用者一人ひとりの可能性を伸ばし、自立を促す「日中支援、生産活動の場」を提供する。
- (3) 利用者と保護者の意向を尊重し、中・長期展望に向けた事業の展開を推進する。
- (4) 健康を重視し、信頼性と安心感が期待される事業所運営を確立する。

2 重点目標

- (1) 利用契約に基づき、利用者本位のアセスメントと個別支援計画を策定して適正な支援に努める。
- (2) 利用者の工賃保障のため、積極的な生産活動の紹介と販路拡大を進め、売り上げの向上に努める。また、購買意欲を高める営業技術の向上に努める。
- (3) 危機管理を含めた各種マニュアルの整備を行い、供えと対応についての点検と見直しに努める。
- (4) 障害者自立支援法の下、就労継続支援事業所として、利用者の実情に沿ったサービス提供に努め、新事業の検討を進めながら施設整備を図っていく。
- (5) 社協本部、紫波町、嘱託医、他の事業所・関係機関と連携し必要なサービスの提供を行う。

3 利用者のサービス向上に関する事項

- (1) 利用者、保護者との面談を重視し、基本的な生活習慣、コミュニケーション等、一人ひとりの生活スキルの向上に向けた支援を行う。
- (2) 利用者の希望と意見を反映させ、近隣事業所での職場体験や見学等を実施することで作業意識や就労意欲の高揚に働きかける。
- (3) 苦情、各種相談についてはプライバシーに配慮し、迅速かつ適切な指導、助言により早期解決に努める。
- (4) 利用者の日常的な健康管理は勿論のこと、健康診断の定期的実施と健康に関する情報提供を行い、健康の維持管理の意識向上を図る。
- (5) 栄養管理に基づき、利用者の希望と嗜好調査を反映させた給食提供に努める。

4 利用見込み

- (1) 定員 50名
- (2) 登録見込者数 43名
- (3) 開所見込日数 月平均20日

5 生産活動の目標額と改善対策

- (1) 生産活動の目標額 1,000万円
- (2) 生産科目毎の作業内容と改善対策

生産科目	作業内容	改善対策
印刷科	手拭い、タオル、ジャンパー、Tシャツ等の印刷	広報の活用、各イベントの情報収集による営業
障子・襖科	障子、襖、網戸の張り替え	受注拡大のため町内外への宣伝の強化、広報チラシの活用
ハウス園芸科	花苗の育苗と販売 プランターリース	安定した供給量の確保、産地直売所での販売、イベントへの積極的参加による販売
受託科	調味料容器のキャップ締め、菓子袋のラベル貼り、部品組立、ペットボトルキャップ選別	作業量の確保、リサイクル作業の展開、新規作業種の開拓

6 主な行事予定

主催	行事
施設	花見会、自治会主催行事、演奏交流会
共催	紫波ライオンズクラブとの交流会
社会福祉協議会	ふれあいフェスタ
関係機関・団体	県障がい者スポーツ大会、町老人クラブ連合会合同運動会

7 クラブ活動等

利用者の表現意欲を高めること、運動習慣の確立、見識を広めることを目的に以下の活動に取り組む。

- (1) 音楽療法 月2回
- (2) 3B体操、水中運動、軽運動 月1回
- (3) インターネット閲覧、パソコン講習会 随時

さくら製作所 事業計画書

運営方針

- 1 個人の尊重及び人権擁護に基づいた支援
- 2 利用者が必要とするサービスの効果的・効率的な事業体系の確立
- 3 利用者主体の視点による「質の高いサービス」、及び「自己実現と社会参加」の促進
- 4 健康で安心感のある「就労・生産活動の場」の提供
- 5 利用者・地域のニーズを踏まえた長期的展望のある事業所運営

重点目標

- 1 当事者から選ばれる、就労継続支援事業所にする。
- 2 新制度に沿った支援体制の整備並びに基盤整備に努める。
- 3 利用契約に基づく、利用者本位のアセスメントと個別支援計画を策定し適正な支援を行う。
- 4 利用者ニーズに応えられる環境づくりに努める。
- 5 関係機関との連携を強化し、本人に必要なサービスを提供する。
- 6 生産活動における販売経路や受注量の開拓、調整を行い、生産活動の安定化・向上に努める。

中・長期計画（5年～10年）

① 事業所運営に関すること

ア 利用登録者数並びに、1日の利用実績者数を増やす。(利用定員数の見直しも含む)

【平成25年までの目標】 登録者数：35名 1日の利用実績者数：20名

イ 多機能型に向けた支援メニューを整備する。

【平成30年までの目標】 就労移行支援型、就労継続支援A型、グループホーム等

② 就労支援に関すること

ア 就労に向けた支援体制を整備し、就労実績者数を増やす。

【平成30年までの目標】 一般就労又は施設外就労者数：10名以上

③ 生産活動に関すること

ア 生産活動内容の見直しや増設により、支援（活動）メニューを増やす。

【平成30年までの目標】 自社製品の開発、自社店舗の開設等

イ 販売経路や受注量等の開拓により、事業収入（売上）の安定化に努める。

【平成30年までの目標】 年間事業売上：毎年500万円以上

平成24年度事業

1 事業所運営に関すること

(1) 利用登録者数並びに、1日の利用実績者数の増に努める。

- ・登録者数 35名
- ・1日の平均利用実績者数 20名

(2) 適切な運営管理を行う。

①関係機関並びに関係者との連携を密にする。

- ・関係者との情報交換 月1回以上

②職員研修の開催及び各種研修会等に参加し、専門知識を高める。

③事業所運営に関する情報を、関係機関紙（しわ社協だより等）に掲載する。

④避難訓練（年1回以上）並びに防火訓練（年1回以上）を実施する。

(3) 事業所運営並びに支援内容等に関する苦情に随時対応し、適切な解決に努める。

2 利用者支援

(1) 利用契約に基づくアセスメントを年1回以上実施し、利用者に合った個別支援計画（日常生活、就労支援他）を作成する。

(2) 一般就労に向け、関係機関との連携を強化する。

(3) コミュニケーション能力を向上させる支援メニューを企画実施する。

(4) 利用者が他の事業所（福祉施設）の利用を希望した時、利用者の希望に添えるように町内及び近隣市町村の事業所（福祉施設）との連携を密にする。

(5) 利用者の健康状態を把握するため、健康診断（内科系）を年2回実施する。

(6) 余暇の支援内容（活動）を充実させて、メンバーが立案した余暇活動を年1回以上実施する。

3 生産活動に関すること

(1) 新規活動拠点の設置並びに作業の効率化に努める。

(2) 各生産科目の活動内容について検討し、事業収入(売上)の増額に努める。

- ・年間事業収入(売上)目標額 520万円（前年度実績額見込額 400万円）
- 内 訳

事業区分	事業内容	売上目標額
受注作業部	調味料のミニボトルのキャップ締め。事務機器の部品組立と検査。他	270万円
外販促進部	駅カフェ、役場・各種イベント販売。他	210万円
就労促進部	メール便の配達。他	40万円

(3) 利用者工賃の増額に努める。

- ・月平均目標額 10,000円（前年度実績見込額 10,600円）